令和７年（ヒ）第１２号
沖縄県那覇市銘苅３丁目１番３１号
清算株式会社　株式会社ターミナルブルーレーベル
１　決定年月日　令和８年４月２８日
２　主　　文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（ヒ）第１号
京都市中京区大宮通蛸薬師下る四坊大宮町１７８番地
清算株式会社　株式会社おおき商事
１　決定年月日　令和８年４月２１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第５号
岐阜県下呂市小川1967番地
清算株式会社　株式会社すし勘
代表清算人　千田勘六
１　決定年月日　令和８年４月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所高山支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２１０７号
東京都江東区有明三丁目７番２６号
清算株式会社　株式会社ピットアース
代表清算人　田中　寿一郎
１　決定年月日　令和８年４月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　通則
１　弁済原資
弁済原資は、清算株式会社の現金、預金、及びそのほかの一切の財産を処分した換価代金の総額から特別清算結了までに発生した特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額（以下「本弁済原資」という。）をもって充てる。
２　利息・遅延損害金の免除
別紙債権者一覧表記載の各債権者（以下「協定債権者」という。）の権利（以下「協定債権」という。）のうち特別清算開始決定日後の利息・遅延損害金請求権（以下「利息等債権」という。）については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　弁済の場所
協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち関連会社債権に該当しないもので、利息等債権を除いたものをいう。
２　一般債権の弁済
一般債権は、本協定認可決定確定後２週間以内に、全額を弁済する。
第３　関連会社債権
１　関連会社債権の定義
関連会社債権とは、協定債権のうち株式会社ユニバーサルエンターテインメント（以下「関連会社」という。）が有するもので、利息等債権を除いたものをいう。
２　関連会社債権の弁済及び免除
関連会社債権は、本協定認可決定確定後４週間以内に、本弁済原資から一般債権の弁済額及び租税債権等の優先債権額に相当する金額を控除した金額を弁済し、右弁済後残額について免除を受ける。
３　前項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、関連会社に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、関連会社が前項の規定により行った残債務の免除は新たにされた弁済の限度で効力を失う。
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

更生手続終結

令和６年（ミ）第１３号
鹿児島県鹿児島市東千石町２番３０号
更生会社　株式会社ＧＳ
（旧商号　株式会社エヌシーガイドショップ）
管財人　田中信一郎
１　決定年月日　令和８年４月３０日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画の定めにより認められた金銭債権総額の３分の２以上が弁済され、更生計画に不履行が生じていない。
東京地方裁判所民事第２０部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和７年（再）第３７号
岡山県笠岡市平成町９５番地１
再生債務者　株式会社サラ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式11万3520株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金5億2780万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　普通株式1株
６　募集株式の払込金額　募集株式1株につき金1万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金5000円
９　増加する資本準備金の額　金5000円
令和８年４月30日
東京地方裁判所民事第２０部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始